

給食費や就学旅行費の支払いって結構大変…。

そんな方に、**シュウガクエンジョ**



平成 30 年1月  
与那原町教育委員会

保護者の皆様へ

## 平成 30 年度 小・中学校就学援助制度のお知らせ

就学援助制度とは、経済的理由により給食費や修学旅行費などのお支払いにお困りの保護者に対し、費用の一部を与那原町が援助する制度です。

就学援助を希望される方は、次に掲げる事項にご留意のうえ、与那原町教育委員会学校教育課へ申請してください。 **※前年度就学援助を受けていた方でも、援助を希望される方は毎年申請が必要です。**

### 1. 援助対象の方

与那原町に住所を有する児童生徒、または町立学校に在籍の児童生徒の保護者で、下記(1)～(5)のいずれかに該当する方。

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 平成 29 年 4 月 1 日以降に生活保護を停止または廃止された方
- (3) 市町村民税が非課税世帯の方
- (4) 生活保護を受けている家庭に準ずる程度に、生活が困窮していると認められる世帯の方

【参考例】 ※平成 29 年度の目安基準額。同一世帯全員の総収入額が対象です。

世帯人数	家族構成	総収入額
2人	親1人、小学生1人	145万円
3人	親1人、中学生1人、小学生1人	198万円
4人	両親、中学生1人、小学生1人	229万円
5人	両親、中学生1人、小学生1人、4歳	245万円

世帯構成や家族の年齢などにより金額は異なりますので、目安の総収入額をこえている場合でも、希望される方は申請してください。

※同一住所で世帯を分離している場合でも、台所、風呂等が一緒であれば同一世帯とみなします。

※出稼ぎ・単身赴任等で、住所が違つ保護者についても同一世帯とみなします。

\*ここでいう収入とは、以下の算式で算出した金額をいいます。

収入＝所得税法上の所得の合算額(ただし、給与及び公的年金等については収入額)  
－所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除)

- (5) その他 (上記に該当しない場合でも、生計維持者が長期療養や失業等の特別な事情により経済的に困窮している方については認定される場合がありますのでご相談ください。)

### 2. 援助の内容

【援助費目と年額(予定)】 ※5月以降認定の方は支給費目や金額が変わります。

	学用品費	通学用品費	校外活動費	宿泊学習費	新入学用品費	修学旅行費	給食費	医療費
小学校 (対象学年)	11,420 円 (全学年)	1,960 円 (2～6 年)	1,360 円以内 (1～5 年)	3,000 円以内 (5 年)	<b>30,470 円</b> <b>(1年)</b>	16,000 円以内 (6 年)	49,500 円 (全学年)	自己負担額 (医療券発行)
中学校 (対象学年)	22,320 円 (全学年)	1,960 円 (2～3 年)	1,970 円以内 (1～2 年)	—	<b>33,550 円</b> <b>(1年)</b>	65,000 円以内 (3 年)	55,000 円 (全学年)	

- \*生活保護→修学旅行費(実費)と医療費(自己負担額)のみが対象。
- \*与那原町立以外の学校(区域外就学)→給食費と医療費については対象外。
- \*医療費は、①トラコーマ及び結膜炎②白癬、疥癬及び膿痂疹③中耳炎④慢性副鼻腔炎及びアデノイド⑤齲歯⑥寄生虫病(虫卵保有を含む)に限り、自己負担分が扶助されます。

### 新入学用品費について

与那原町では、平成 30 年度中学校 1 年生を対象とした新入学用品費の支給について、入学前支給を予定しております。支給対象者は、平成 29 年度認定者のうち平成 30 年度中学校入学予定者(小学校 6 年生で 1 月 31 日時点の認定者)です。支給時期は、平成 29 年 2 月を予定しております。

平成 29 年度に入学前支給を受けた方には、平成 30 年度には支給いたしません。

ただし、与那原町以外で平成 29 年度に新入学用品費または相当する費目の支給を受けた場合、その支給額が与那原町の支給額未満の場合は、その差額を平成 30 年度に支給いたします。

## ～ 平成30年度の申請受付開始 ～

### 3. 申請時期・結果通知時期

申請受付開始日: **平成30年1月15日(月)**

平日 午前8:30～午後5:15(正午～午後1:00除く)



日曜窓口受付日・時間: **平成30年2月25日(日) 午前9:00～12:00**

※平日に申請できない方は、日曜窓口受付日に申請してください。

**※平成30年4月からの認定を希望される方は、2月28日(水)までに申請してください。**

認定月(援助開始月)が変わりますが、3月以降も申請を受付しております。

※申請月により、認定月(援助開始月)、支給費目、支給額が変わります。お早めに申請してください。

申請月	認定月	結果通知(予定)
1月～2月申請 <b>平成30年1月15日(月)～2月28日(水)</b>	4月認定 <b>平成30年4月からの認定</b>	4月下旬
3月～4月申請 *毎月末日締切	5月認定	5月下旬
5月以降申請	申請月から認定	申請月の翌月下旬

\*結果は郵送にてお知らせいたします。

### 4. 申請に必要な書類

(内容の確認や各種証明書の追加提出をお願いする場合があります。)

- ①就学援助申請書(兼同意書・委任状)(様式第1号) …同封しております。下記申請窓口でも配布。
- ②印かん …認め印可。シャチハタは不可。
- ③保護者名義の預金通帳 …支店名、口座番号、口座名義等の確認のため
- ★④住民票謄本
- ★⑤最新の所得課税控除証明書(18歳以上の方、及び収入のある方全員分。)
- ★④、⑤について、**教育委員会で住民・税情報を調査することに同意する方は提出不要です。**  
(税情報について、与那原町税務課で町・県民税の申告が済んでいる必要があります。)

#### ★⑥最新の所得課税控除証明書について

【申請時期: 平成30年1月から5月まで】

※最新の証明書は、平成30年5月までは、平成29年度(平成28年中所得)のものです。

※平成29年1月1日現在与那原町にお住まいでなかった方は、平成29年1月1日現在お住まいであった市町村からお取り寄せください。

【申請時期: 平成30年6月以降】

※最新の証明書は、平成30年6月以降は、平成30年度(平成29年中所得)のものです。

※平成30年1月1日現在与那原町にお住まいでなかった方は、平成30年1月1日現在お住まいであった市町村からお取り寄せください。

援助対象の内容によって、提出書類がことなります。	
(1)生活保護を受けている方	①、②、生活保護証明書 (4月1日時点の該当者については不要)
(2)生活保護を停止または廃止された方	①～⑤、生活保護廃止(停止)決定通知書
(3)市町民税非課税世帯 (4)生活保護世帯に準ずる程度に、 収入が少ないまたは不安定な世帯の方	①～⑤
(5)その他	①～⑤、要件の確認に必要な書類

### 申請窓口・お問い合わせ先

与那原町教育委員会 学校教育課⑨ (与那原町役場2階)  
電話 945-2361 <就学援助担当>